

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年7月22日まで縦覧に供する。

平成26年5月27日

香川県知事 浜田惠造

1 申請のあった年月日

平成26年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場

上廣 鷹雄

高松市観光通2丁目8番20号

3 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児者やその周辺の人々と公共機関との連携を図り知的障害関係の情報センター的な役割を担うと共に、地域社会における自立促進のための支援を行うことを目的とする。